

## リニア中央新幹線関連建設工事の受注企業・JV

2018.1.18現在

発注者	件名	受注企業・JV	契約締結日	発注方式	契約金額(税込)	
JR 東海	品川駅(南工区)	大林組・東亜建設工業・熊谷組 JV	2015/10/21	指名競争見積方式	非公表	1
JR 東海	名城非常口	大林組・戸田建設・ジェイアール東海建設 JV	2016/4/5	公募競争見積方式	非公表	2
JR 東海	名古屋駅(中央西工区)	大林組・ジェイアール東海建設・前田建設工業 JV	2016/9/6	指名競争見積方式	非公表	3
JR 東海	東百合丘非常口	大林組・フジタ・大本組JV	2016/11/7	公募競争見積方式	非公表	4
JR 東海	品川駅(北工区)	清水建設・名工建設・三井住友建設 JV	2015/9/16	指名競争見積方式	非公表	5
JR 東海	北品川非常口及び変電施設(地下部)	清水建設・鴻池組・竹中土木・名工建設 JV	2016/4/21	公募競争見積方式	非公表	6
JR 東海	日吉トンネル(南垣外工区)	清水建設・大日本土木・青木あすなろ建設 JV	2016/6/23	公募競争見積方式	非公表	7
JR 東海	伊那山地トンネル(坂島工区)	清水建設・大日本土木 JV	2016/9/28	公募競争見積方式	非公表	8
JR 東海	南アルプストンネル(山梨工区)	大成建設・佐藤工業・銭高組 JV	2015/8/26	公募競争見積方式	非公表	9
JR 東海	第一中京圏トンネル(西尾工区)	大成建設・日本国土開発・JR東海建設JV	2017/9/5	公募競争見積方式	非公表	10
JR 東海	静岡県内導水路トンネル	大成建設・佐藤工業・大豊建設JV	2017/10/17	公募競争見積方式	非公表	11
JR 東海	南アルプストンネル(静岡工区)	大成建設・佐藤工業JV	2017/11/15	公募競争見積方式	非公表	12
JR 東海	南アルプストンネル(長野工区)	鹿島建設・飛島建設・フジタ JV	2016/2/8	公募競争見積方式	非公表	13
鉄道・運輸機構	小野路非常口他	鹿島建設・オリエンタル白石・鉄建建設 JV	2016/4/27	一般競争(総合評価)	100億9,800万円	14
鉄道・運輸機構	中央アルプストンネル(山口)	鹿島建設・日本国土開発・吉川建設 JV	2016/8/2	一般競争(総合評価)	148億9,967万円	15
JR 東海	名古屋駅(中央東工区)	ジェイアール東海建設・前田建設工業・シーエヌ建設JV	2016/9/6	随意契約	非公表	16
JR 東海	梶ヶ谷非常口及び資材搬入口	西松建設・五洋建設・青木あすなろ建設JV	2017/2/1	公募競争見積方式	非公表	17
JR 東海	第四南巨摩トンネル(西工区)	西松建設・青木あすなろ建設・岩田地崎建設 JV	2016/7/19	公募競争見積方式	非公表	18
鉄道・運輸機構	中央アルプストンネル(松川)外	戸田建設・あおみ建設・矢作建設工業JV	2016/12/26	一般競争(総合評価)	207億1440万円	19
JR東海	主要地方道松川インター大鹿線道路トンネル(四徳工区)	戸田建設・吉川建設JV	2016/7/19	公募競争見積方式	非公表	20
JR東海	東雪谷非常口	熊谷組・大豊建設JV	2018/1/18	公募競争見積方式	非公表	21
JR東海	主要地方道松川インター大鹿線道路トンネル(西下工区)	熊谷組・神稲建設JV	2016/7/19	公募競争見積方式	非公表	22
JR 東海	品川駅(非開削工区)	安藤ハザマ	2016/5/24	指名競争見積方式	非公表	23
JR 東海	坂下非常口	前田建設工業	2016/10/11	公募競争見積方式	非公表	24
JR 東海	伊那山地トンネル(青木川工区)	飛島建設・奥村組土木興業JV	2017/8/9	公募競争見積方式	非公表	25

◎機構規程第47号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構中央新幹線建設資金貸付要綱を次のように定める。

平成28年11月18日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 北村 隆志

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構中央新幹線建設資金貸付要綱

(主旨)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)附則第11条第1項第4号の規定に基づき、中央新幹線(平成23年5月26日に全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第7条第1項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下同じ。)の建設主体である東海旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)に対して、財政融資資金を活用した資金の貸付けを行うに当たっては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成15年政令第293号)及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令(平成15年国土交通省令第102号。以下「機構省令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(資金の貸付対象)

第2条 機構法附則第11条第1項第4号の規定に基づく資金の貸付けは、会社が建設する中央新幹線のうち品川・名古屋間の建設(以下「対象事業」という。)に要する費用を対象とする。

(貸付金申請手続)

第3条 資金の貸付けを受けようとする会社は、機構省令附則第5条に規定する内容を記載した申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- 一 長期事業見通し(資金借入期間全期間のもの)
- 二 工事費見込及び建設期間の工程表

(貸付決定)

第4条 機構は、前条の申請があった場合には、当該申請書及び添付書類並びに有価証券報告書等を審査し、会社の財務の健全性及び償還期間中のキャッシュフローが確保される見通しであることを確認するものとする。

- 2 前項の規定による財務の健全性及び償還確実性の確認については、中央新幹線建設資金貸付等業務に関する審議委員会規程（平成 28 年 11 月機構規程第 46 号）により機構に設置された審議委員会（以下「審議委員会」という。）において審議するとともに、理事会において会社に対する貸付けを決定するものとする。

#### （貸付契約）

第 5 条 機構は、前条第 2 項により会社に対する貸付けを決定し、資金の貸付けを行うときは、会社と貸付けに関する契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

- 2 貸付契約には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 貸付額
  - 二 当該貸付額に係る貸付実行日、貸付期間、返済条件及びその他の条件
  - 三 第 7 条第 1 項の報告に関する事項
  - 四 その他機構が必要と認める事項（償還、延滞金、担保等に関するもの）
- 3 機構は、貸付金の利率が決定した場合には、会社に対し、貸付金の利率を通知するものとする。

#### （貸付実行）

第 6 条 機構は、貸付契約に基づき、資金の貸付けを実行するものとする。

- 2 機構は、貸付けの実行に先立ち、会社に対し、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。
  - 一 代表者の印鑑証明書（ただし、貸付金借入申請日より 3 か月以内に発行されたもの）
  - 二 履歴事項全部証明書（ただし、貸付金借入申請日より 3 か月以内に発行されたもの）
  - 三 定款（ただし、貸付金借入申請日時点において有効なもの）
  - 四 会社が借入れを行うことを取締役会が承認し、借入れを行うことについて必要な全ての社内手続が完了したことを証明するための確認書
  - 五 自らの費用（口座の維持管理手数料を含む。）により信託口座が開設され、維持されていることを証明する書類
  - 六 対象事業に関する工事計画額表

#### （経営状況及び事業進捗状況の確認）

第 7 条 会社は、貸付契約に基づき、毎年同契約に定められた期日までに以下の事項を報告するものとする。

- 一 会社並びにその子会社及び関連会社の財産、経営または業況
- 二 対象事業の工事实績、支払実績及び次年度の工事計画（様式第 2 号）

### 三 その他貸付契約において定める事項

- 2 機構は、前項の規定による報告に基づき、貸付実行後の償還期間中における財務の健全性、償還確実性及び対象事業の進捗状況の確認を行うものとする。
- 3 前項の規定による財務の健全性、償還確実性及び対象事業の進捗状況の確認については、審議委員会において審議するとともに、審議の結果を理事長に報告するものとする。

#### (事業の完了に係る報告等)

第8条 会社は対象事業が完了したときは、様式第3号により中央新幹線の建設に係る事業の実績報告書を機構に提出しなければならない。

#### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。